

平成二十七年二月九日提出
質問第五四号

高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）に関する質問主意書

提出者 山井和則

高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）に関する質問主意書

労働政策審議会労働条件分科会で、フレックスタイム制と裁量労働制の見直し、高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の導入に向けた検討が進められています。

そこで、以下のとおり質問します。

一 裁量労働制について、制度を導入したことにより、労働時間が長くなったのか、それとも短くなったのかについて調査を行ったことはありますか。行ったことがあるなら、労働時間が長くなったのか、短くなったのかを教えてください。行っていないなら、なぜそのような調査をしないのですか。

二 今回、裁量労働制の拡大が労働政策審議会で提案されていますが、裁量労働制を導入したことにより、労働時間が長くなったのか短くなったのかを把握せずに、拡大するのは問題ではないですか。

三 裁量労働制においては、労働時間は把握されていますか。把握されているならば、どのような方法で、把握されていますか。

四 裁量労働制について、制度を導入したことにより、賃金がどう変化したかという調査を行ったことはありますか。行ったことがあるなら、賃金が高くなったのか、安くなったのかを教えてください。行っていない

いなら、なぜそのような調査をしないのですか。

五 今回、裁量労働制の拡大が労働政策審議会で提案されていますが、裁量労働制を導入したことにより、賃金が高くなったのか安くなったのかを把握せずに拡大するのは問題ではないですか。

六 フレックスタイム制について、制度を導入したことにより、労働時間がどう変化したかという調査を行ったことはありませんか。行ったことがあるなら、労働時間が長くなったのか、短くなったのかを教えてください。行っていないなら、なぜそのような調査をしないのですか。

七 今回、フレックスタイム制の拡大が労働政策審議会で提案されていますが、フレックスタイム制を導入したことにより、労働時間が長くなったのか短くなったのかを把握せずに拡大するのは問題ではないですか。

八 フレックスタイム制について、制度を導入したことにより、賃金がどう変化したかという調査を行ったことはありますか。行ったことがあるなら、賃金が高くなったのか、安くなったのかを教えてください。行っていないなら、なぜそのような調査をしないのですか。

九 今回、フレックスタイム制の拡大が労働政策審議会で提案されていますが、フレックスタイム制を導入

したことにより、賃金が高くなったのか安くなったのかを把握せずに拡大するのは問題ではないですか。

十 今回、高度プロフェSSIONナル制度では、平均給与の三倍を「相当」程度上回る労働者が対象となつていますが、何故、三倍なのか、二倍ではなく三倍とする理由を教えてください。

十一 高度プロフェSSIONナル制度について、将来的に、「三倍」が「二倍」に法改正される可能性は絶対ありませんか、それとも、将来的に「二倍」と法改正される可能性はありますか。

十二 高度プロフェSSIONナル制度について、五年以内に、「三倍以上」を「二倍以上」にするという法改正を、政府が行わないと確約できますか。

十三 高度プロフェSSIONナル制度について、将来的に、「三倍」という要件を削除して、「平均年収を相当程度上回る人」に適用される可能性がありますか。

十四 現在、平均年収はいくらで、平均年収の三倍はいくらですか。

十五 高度プロフェSSIONナル制度について、平均年収の三倍より、年収が十万円多い人を対象にしてもよいですか。もし対象にした場合、罰則が適用されますか。

十六 「平均年収の三倍より相当程度高い」という理由で、年収千七十五万円よりも低い、年収が千五十万

円の労働者が、高度プロフェッショナル制度の対象となることはあり得ますか。年収千五十万円では、法律違反になりますか。

十七 年収が千七十五万円の労働者が、高度プロフェッショナル制度の対象となった場合に、成果が上がらなかつたという理由で、年収が千七十五万円未満に下がることはありませんか。

十八 高度プロフェッショナル制度に移行する場合、成果が達成しなかつたとしても年収は下がりませんか、それとも下げて良いのですか。

十九 高度プロフェッショナル制度の対象者は、最低月四日、休みを取ることとされていますが、どうしても目標とする成果を達成することができず、四日のうち一日は自宅で仕事をしていた場合、違反となりませんか。違反となったら、どのような罰則が適用されるのですか。

二十 高度プロフェッショナル制度で、一〇四日の年間休暇取得の規定を遵守しなかつた場合は、規定通りの残業代の受給や休暇の取得をさかのぼって行うことができますか。その場合、労働時間は、どのように把握するのですか。

二十一 高度プロフェッショナル制度において、労働時間は把握されますか。把握するならば、どのような方法

で、労働時間を把握しますか。

右質問する。